第８期荒川区障がい計画・第４期障がい児計画策定委員会議事録

開催日：令和８年７月２２日（水）
時　間：午後３時３０分～４時２０分
場　所：サンパール荒川５階第７集会室

事務局：
　皆様、本日はお暑い中、また、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、只今より第１回荒川区障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

　資料の確認です。資料１「本日の次第」、資料２　「委員名簿」、資料３「障がい福祉・障がい児福祉計画の策定について」、資料４「 障がい者・障がい児等を取り巻く状況について」、資料５「荒川区障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標・活動指標」、資料６　「本計画の章立て」、資料７　「今後の予定」、資料８　「設置要綱」となります。

　続きまして、本策定委員会開催にあたり、初めに本区を代表いたしまして、副区長よりご挨拶を申し上げます。

副区長：
　皆様こんにちは。今日はお忙しい中、また、本当に暑い中で一番きびしい時間にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。この策定委員会は令和９年度から１１年度までの区の障がい福祉に関する計画となります、第８期の荒川区障がい福祉計画と第４期の荒川区障がい児福祉計画の策定にあたり、皆様からご意見を賜りたく開催をさせていただいております。障がい者団体関係の皆様、また、福祉、医療、教育分野の関係の皆様、そして学識経験者の皆様、皆様方からご意見をいただいて計画に反映していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：
　続きまして、本委員会設置要綱第５条に基づき委員長を選任いたします。委員長の選任につきましては事務局案といたしまして、副区長を推薦させていただきたいと存じますが皆様よろしいでしょうか。

　（一同拍手）

事務局：
　改めて委員長の挨拶をお願いいたします。

委員長：
　先ほど申し上げましたように、この会で皆様方からご意見いただいて、それを計画に反映することが目的でございますので、皆様から忌憚なくたくさんご意見をいただけるように私も会議進行に務めて参りたいと考えておりますので、今年度末の策定になりますけれども検討にあたりましてご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：
　委員長ありがとうございました。今後の進行は委員長に一任させていただきたいと存じます。それでは委員長よろしくお願いいたします。

委員長：
　それでは、本委員会設置要綱第５条の第３項によりまして、委員長の職の代理をする副委員長の選任を行いたいと思います。私から副委員長には東洋大学の〇〇先生にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

　（〇〇委員承認で一同拍手）

委員長：
　それでは、副委員長にご挨拶をお願いいたします。

副委員長：
　東洋大学の〇〇と申します。私の専門は特別支援教育です。特別支援教育というと学校教育ですけれども、学校卒業後、学校就学前の福祉についても研鑽を深めて参りました。また、お手元にある白い冊子の「障がい者総合プラン」の時も策定委員として参画させていただきましたので、系統的に今回策定していくプランにつきましても参画して作らせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長：
　ありがとうございました。前回のプランに引き続きということでどうぞよろしくお願いいたします。それでは本日は初めての策定委員会の開催となりますので、ご出席の皆様方からご所属とお名前をお願いしたく存じます。それでは〇〇委員から時計周りに自己紹介をよろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　医師会から参りました〇〇医院の〇〇と申します。私は内科と小児科をやっております。本日はよろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『荒川区心身障害者事業団』の〇〇と申します。心身障がい者の雇用促進ということで事業をやっておりますので、よろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　荒川区立精神障害者地域生活支援センター『支援センターアゼリア』〇〇と申します。今回初めての参加で、勉強させていただきながらになりますが、よろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『ハローワーク足立専門援助第二部門』にあります障害者の職業相談・職業紹介を担当しております〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『東京都立花畑学園』の教員の〇〇と申します。主に進路指導を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『荒川区立学校特別支援学級設置校長会』会長を務めております荒川区立峡田小学校長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　荒川区社会福祉協議会施設課の〇〇と申します。生活介護施設、就労継続 B 型、就労支援事業所の運営を行っております。初めての参加となりますが、よろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　荒川区福祉部長をしております〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『荒川区視力障害者福祉協会』会長の〇〇でございます。今日はよろしくお願いいたします。

〇〇委員(荒川区民生委員・児童委員障がい者福祉部)：
　荒川区民生委員・児童委員協議会　障がい者福祉部会の〇〇と申します。今回初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『都立花畑学園 PTA』から参りました。子どもが中学３年生の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　『荒川区手をつなぐ親の会』の〇〇と申します。私たちは知的障がい者の保護者と支援者の会でございます。こちらは今日初めての参加になりますので、よろしくお願いいたします。

〇〇委員：
　ピア・カウンセラーで『やさしい街づくりの会』に所属しております〇〇といいます。よろしくお願いいたします。

（欠席の委員　『荒川区心身障害児者福祉連合会』〇〇委員、『荒川区聴覚障害者協会』〇〇委員、『荒川区精神障害者家族会（荒川めぐみ会）』　〇〇委員、『荒川区障害者基幹相談支援センター』〇〇委員）

委員長：
　委員の皆様ありがとうございました。それでは次第に従い議事を進めて参りたいと存じます。
　本日の主な議題は議題１と２になります。最初に議題１　「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び荒川区の障がい者・障がい児等を取り巻く状況について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局：
　それでは事務局より議題１についてご説明をさせて頂きます。初めに簡単ではございますが、本計画の位置付けについてご説明いたします。
　資料３－１です。「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」のところです。本資料は委員の皆様にお配りさせていただきました白い冊子の令和６年３月に公表しました「荒川区障がい者プラン」の一部を抜粋したものになります。
　荒川区では障害者基本法に基づいて、市町村障害者計画として計画期間６年の「荒川区障がい者プラン」、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として計画期間３年になります「荒川区福祉計画」、同じく児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画としての３年間の「荒川区障がい児福祉計画」の三つの計画を策定しており、この三つの計画を総合して「荒川区障がい者総合プラン」と呼んでおります。
　続いて資料３－２です。表の一番下、現行の第５期障がい者プランが令和６年から１１年までの６年間の計画になっておりまして、そのうちの前期計画が第７期の障がい福祉計画と、第３期障がい児福祉計画になっております。こちらにつきましては、令和６年度から本年度までの計画となっております。今回の策定委員会におきましては、この後期部分にあたります令和９年度、来年度を初年度として令和１１年度までの３か年の期間といたします第８期障がい福祉計画と第４期障がい児福祉計画を策定いたします。
　続いて資料４です。資料４－１、こちらの資料４は、障がい福祉に関する制度や施策の変遷について記載しております。資料４－８に記載されている改正障害者総合支援法、改正障害者雇用促進法、改正精神保健福祉法、改正児童福祉法の四つの法令が第５期障がい者プランの計画期間開始以降、関連法令として施行されております。
　続きまして資料４－９ですが、この間、荒川区では令和６年１０月に荒川区心身障がい者センター『荒川たんぽぽセンター』を児童発達支援センター化という形で規模を拡大して運営をしております。また、児童発達支援センター化に伴い、地域の障がい児の通所施設の中核的拠点といたしまして、専門的支援の機能強化や他の障がい児童通所支援事業所への支援助言と連携強化など、地域全体の療育力の強化を図るとともに、子育て支援と障がい児支援の双方から連携が行われる地域の体制づくりの強化を行っております。また、令和７年１１月には『荒川区聴覚障害者協会』の創立４５周年を記念して作成いたしました「荒川区民の歌」の手話歌につきましてミニセレモニーイベントを行って区民の皆様に広く周知をさせていただきました。
　続いて資料４－１０～１５ページまでは「統計資料から見る荒川区の障がい者の状況」についてになります。資料４－１０（２）は障がい者等の手帳所持者になります。①の手帳所持者の推移では、令和３年度から令和７年度までの５年間で、身体障がい者手帳の所持者が減少傾向になっておりますが、精神保健福祉手帳所持者は特に増加傾向となっております。増加傾向の要因と

いたしましては、発達障害の認知の拡大、うつ病などの患者数の増加、障がい者雇用の枠組み拡大などにおける就労支援が受けられるため手帳を取得した人の増加、並びに精神障害者保健福祉手帳に対する周囲の理解が進んだことが考えられます。
資料４－１４の１４ページまではそれぞれの手帳の区分や程度を一覧して記載しておりますが、身体障害者手帳取得者では障がい程度の１、２級の重度障がい者の方が約５割、愛の手帳所持者では１、２度の重度障がい者の方が全体の２割となっております。
１４ページ（３）は令和７年度末時点の難病患者数を記載しております。難病法に基づく国の指定難病が令和３年１１月より現在の３４８疾病に拡大されたこともあり、令和３年度から令和７年度までを比較いたしますと、２４８人の増と約１．１倍の増加となっております。
資料４－１５になります。（４）は令和７年度末時点で障害者手帳を所持していない児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児移動通所支援の利用者を記載しておりますが、令和３年度と令和７年度を比較しますと、１５８人の増と１．４倍となっている状況です。本資料のご説明は以上となります。

委員長：
それではこれまでの説明についてご質問のある方はよろしくお願いします。発言される時は挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたしますのでお願いいたします。いかがでしょうか。ご質問でもご意見でもなんでも結構です。よろしくお願いします。
まだ説明はございますので後ほどでもまた気が付いたところでご質問をいただければと思いますので、先に次の議題２の説明に移らせていただきますがよろしいですか。
それでは議題２について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：
それでは議題２の「現行計画における取組状況・今後の方向性について」ご説明をさせていただきます。
まず、資料５の１ページ「荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画における成果目標・活動指標」についてになります。
成果目標といたしましては、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたって国が定めました基本指針に基づきまして、令和９年度からの第８期荒川区の障がい福祉計画と第４期の障がい児福祉計画におきまして、資料５の表にございます８つの成果目標を定めさせていただいております。
続きまして資料５－２です。資料５－２～１５の１５ページまでの本成果目標における資料の構成について、このページの（１）「施設入所者の地域生活への移行」を例にとってご説明させていただきます。ページの構成ですが、この資料５－２のページの上段には現行計画でございます令和６年度から８年度までの第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画における国及び区の成果目標について記載しております。
ページ中段には、成果目標に基づきまして、数値目標がある場合には目標に対する実績値を記載しております。この例をとりますと、地域生活移行者数が令和４年度末時点では２人となっておりますが、令和５年度から７年度までの実績と令和８年度までの見込みで目標値が７人、実績値は５人となる見込みで、目標値に対しての実績値が分かるようになっております。その下の施設入所者数につきましては、令和４年度末の実績が１１６人で、５年度から７年度の実績値プラス今年度の見込みが１０１人になっておりますので、目標値の６人減に対して、実績値が１５人減という形の目標に対する実績値になっており、目標値と実績値の差が分かるように記載してお

ります。この表の下から２段目は現行計画における取り組み状況を記載しております。その下には今年度計画における評価と今後の方向性を記載しております。
　続きまして、資料５－３です。前のページでは現行計画の話でしたが、次の資料５－３では、今回策定します令和９年度から１１年度までの第８期障がい福祉計画と第４期障がい児福祉計画における国及び区の成果目標・今後の取組と方策を記載しております。数値目標を定めてある場合は、国の方針に合わせて区の数値目標を定めておりますし、今後の取組及び方策も記載しております。こちらの資料５－４以降も同様の作りとなっております。それぞれの成果目標に基づきましてそれぞれ記載しております。
　続きまして１６ページの資料５です。こちらにつきましては、国の基本指針に基づきまして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・児童福祉法に基づく障害児支援、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業の三つの区分における成果目標の達成に向けた指標となる活動指標を定めまして、かつ各サービスの見込量を算定しております。
　こちらのページから２８ページまでは、前期計画を踏まえた令和９年度から１１年度までの今後３年間の指標を定めまして、区分ごとに見込量確保のための方策を記載したものになります。
　これにつきましては、資料の１６～２０ページまでは障害福祉サービスの部分、２１～２３ページにつきましては障害児支援の部分、２３ページの中段から２８ページまでは地域生活支援事業・障害者総合支援事業の部分についてそれぞれ記載しております。
　続きまして、資料６です。資料６につきましては、今回策定します第８期荒川区障がい福祉計画及び第４期荒川区障がい児福祉計画における章立てになります。本日の議題１の「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び荒川区障がい者・障がい児等を取り巻く状況について」ご説明いたしました資料４の部分につきましては、次期計画では第２章を構成する部分となります。ただいまご説明いたしました資料５の「荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画における成果目標・活動指標」につきましては次期計画の第５章を構成するものとなっております。第１章から第５章まで含めた次期計画素案につきましては第２回の策定委員会で皆様にお示しする予定となっております。ご説明は以上になります。

委員長：
　今日は初回ということもあるので全体の構成ですとか中身をざっと説明いただいているところなのですが、これまでのところでご質問ですとかご意見ありましたらお願いいたします。発言される時は挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたしますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員：
　初歩的なことだとは思うのですが、資料５－１で成果目標１～８を策定するのに、総合支援法の８８条で国と話し合って作らなければいけないと書いてあったのですがこれがそのことですか。教えてください。

委員長：
　事務局お願いいたします。

事務局：
　ご質問ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただきました総合支援法の第８８条の成果目標の内容について、こちらの資料５－１の内容が合致しているかどうかという質問でよろし

いかと思うのですが、おっしゃっていただいた通り今回成果目標として挙げさせていただいておりますのが、令和８年３月３１日に国から改定の内容がございました基本指針に基づいた内容につきまして、区の方でも併せて作成させていただいているものになりますので、同様の内容となっております。

委員長：
　大丈夫でしょうか。

〇〇委員：
　もう一ついいですか。

委員長：
　どうぞ。

〇〇委員：
　資料５－２です。地域生活への移行ということが書いてあったのですが、施設入所者数が１１６人から１０１人に減ってきているのですが要因はなんでしょうか。

事務局：
　施設入所者数につきましては表記の通りでございまして年々減ってきている状況です。実際に減っている要因としてはまさに地域移行された方の数値になっております。それ以外の数値につきましては大体二つに分類されます。一つは体調不良などの結果病院に移られた方、もう一つが老人ホームなどの介護保険サービスの方の施設に移られた方というのが含まれております。最後に施設入所者の方は高齢の方が多いので亡くなられた方も施設入所者数の減少の中に含まれております。

〇〇委員：
　ありがとうございます。

委員長：
　他にはいかがでしょうか。お願いいたします、〇〇委員。

〇〇委員：
　資料４－１５で、私も数字的な疑問で申し訳ないのですが、障がい児通所支援利用者の手帳不所持の方で令和６年度から７年度の数字が、その前のデータに比べて上がり幅が多いかと思ったのですが、この令和６年度から７年度までの間に何か特別な取組などがあってのことなのか、背景を少し知りたいと思って質問させていただきました。

委員長：
　はい、ありがとうございます。では、事務局お願いいたします。資料４－１５です。令和６年度から７年度の上がり幅が他の年度に比べて大きいですけど何か要因はというご質問です。

事務局：
　手帳不所持の方ということで令和６年度からの人数の増加ですが、一つ要因といたしましては、令和６年１０月に『たんぽぽセンター』で定数の拡大をしています。これまで日々定員が１日通して３０名だったものが５０名ということで定員枠を拡大しております。そういった関係の中でこれまで待機をしていた方、つまり利用ができていなかった方たちも受け入れをすることができたということが、一つの要因です。そしてもう一つは、区内に通所支援の事業所がいくつか新たに設置され事業を展開することができたといったことも要因の一つかと思います。

委員長：
　他はいかがでしょうか。〇〇委員お願いします。

〇〇委員：
　ちょっと確認だけなのですけども、資料５－２の３ですが、地域生活移行者数の令和８年度の見込が２人ということになっていまして、資料５－３令和８年度の見込が１人ということで、ここの数字が違うのは何かあるのかなということで、教えていただければと思いまして。

委員長：
　ありがとうございます。事務局の方、わかりますでしょうか。

事務局：
　ご指摘ありがとうございます。資料５－３令和８年度（見込み）１人と書かれているところは２名が正しい内容となります。大変失礼いたしました。

委員長：
　そうしますと、５－３令和８年度の見込は２名ですね。目標値は変わってきますね。

事務局：
　目標値は計７名となる予定です。改めて修正させていただいたものをお渡しできればと思います。

委員長：
　皆様、お手元の資料も直していただけると幸いです。令和８年度の見込が２名で、目標値が１人増えて７名になるということで訂正でございます。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

〇〇委員：
　資料５－７　今後の取組及び方策のところで、グループホームや短期入所施設の整備に努めますと書いてありますが、ここことあっているかわからないのですが、日中一時支援は地域生活支援の中に入るものなのですか。

委員長：
　今のは、資料５－７の中ほどのところですか。

〇〇委員：
　そうですね。今後の取組の５行目くらいにグループホームや短期入所施設等の整備と書いてありますが、これと同じように日中一時支援も増えるとかここに入るものになるのですか。

委員長：
　事務局、大丈夫でしょうか。

事務局：
　はい、おっしゃっていただいている通りになります。入ります。

〇〇委員：
　この、日中一時支援が『スクラム（あらかわ)』の方で使えると思うのですが、うちの息子が使えないというか、大人の数（利用者定員数）が足りないのでという理由で最初の契約の時に言われてしまっていて、困っているわけではないのですが、こういうところの枠というか施設とかが増えると良いなと思っていて、明記していただけたらいいなと思いました。

事務局：
　ご意見ありがとうございます。『スクラム（あらかわ)』では、ある程度利用者数が限られております。この資料の下段になります西尾久３丁目用地に誘致している新たなグループホームでも日中一時支援をできるような形で進めておりますので、今後の方策という形で載せさせていただきました。文言だけ見るとその辺が見えないのもありましたので、ご意見として承らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長：
　よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

〇〇委員：
　質問としまして、先ほど〇〇委員から国と同じように成果目標とか作っていらっしゃるということで回答がありましたが､そうなると国が新しくした部分についても､今回変えられた部分が、新しい企画の中であるのではないかと思うのですが、その辺の部分を教えていただければと思います。

委員長：
　新しい部分ということで、事務局の方から説明お願いします。

事務局：
　何箇所かございまして､例えばという回答をさせていただければと思うのですが､資料５－５．成果目標②の精神障がい者やその家族への傾聴を中心とした心のサポート体制が、今回、国の方で新規に作成された目標となっておりまして、あとは資料５－１３　成果目標③の相談支援体制強化といったところが、国が改定した基本指針の新たに作成された成果目標の内容に対する区の新しい成果目標として加えさせていただいている内容となっております。その他にもございますが、かなり活動目標等も多くございますので、もし改めてご回答が知りたいという事であれば、後ほどお伝えさせていただければと思います。

委員長：
　今のご説明ですと表の中に新規という記号というのですか､書いたのもほかにもありますよね。これがその新規の項目と捉えてよいのですか。

事務局：
　はい。おっしゃっていただいている通りです。

委員長：
　大丈夫でしょうか。

〇〇委員：
　はい。

委員長：
　他はいかがでしょうか。のちほど事務局からご案内もあるのですが、今日、説明をさせていただいて、またこれからじっくりご覧いただいてお気づきになる点やご質問・ご意見もあるかと思いますので、それをまた別途書面なりでいただくという流れもあるようなので、今後の予定を先にご説明をさせていただいて、またご質問等があれば承りたいと思います。
　それでは今後の予定ということで、資料７－１　について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：
　それでは、資料７－１　今後の予定についてご説明をさせていただきます。スケジュールの一番上の第１回策定委員会については本日になります。第２回の策定委委員会は９月を予定しております。具体的な日時につきましては、事前に事務局よりご案内させていただいておりますが、９月２日（水）１４時からこのサンパール荒川で開催を予定しております。また、詳しいご案内は事務局よりさせていただきますが、場所は４階の第２、第３の集会室になります。第２回策定委員会では計画の素案の確認を委員の皆様にさせていただいて、ご意見を賜わる予定となっております。
　その後、策定しました素案につきましては、１１月にパブリックコメントを予定しておりますが、その前段で荒川区議会の福祉・区民生活委員会にご報告をさせていただいた後、日時は未定ですが、１２月に第３回策定委員会を開催させていただきまして、パブリックコメントの報告ならびに計画最終案の確認を委員会の皆様とさせていただきたいと考えております。
　その後、計画最終案につきまして、同じく区議会にも報告させていただいた後、３月を目途に第８期障がい福祉計画ならびに第４期障がい児福祉計画を策定する予定となっております。委員の皆様には９月の第２回と１２月の第３回にまたご協力をいただくことになりますがよろしくお願いいたします。ご意見等につきましては、机上に用紙を置かせていただいております。
　皆様におかれましては、ご連絡方法がメール、ＦＡＸ等と分かれておりますので、まず事務局に一報いただければ、その時にご連絡方法をご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長：
　今後の予定でした。今日これからお帰りになって、ご質問・ご意見がありましたら、まずは今週、２４日（金）までに事務局に声をお届けいただくということでお願いいたします。いかがでしょうか。この辺りでご質問・ご確認したい件等ございますか。大丈夫でしょうか。ないようですと、以上で本日の第１回策定委員会の議事は終了となりますがよろしいでしょうか。次回は事務局から素案が出てくるということなので、それもあらかじめ資料をお送りしてご覧いただいての会議ということになりますので、素案が届きましたら、大変お忙しいところ恐縮ですが、内容をご覧いただいて、次の会議でまた皆様からご意見・ご質問をいただきながら進めてまいりたいと思います。
　それではおかげさまで本日の議事を無事終了することができました。本日の会議は終了いたします。また、今後とも会議の運営にどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上